

No.	項目	Q	A	備考
1	無料相談	産業用地整備に向けて何から始めたらよいのか、どのような調査が必要なかなどについて簡単な相談をすることは可能でしょうか。	初期的・個別的なご相談対応として、相談窓口（無料）を設けています。日本立地センター（所在地：東京都日本橋浜町）にて面談（事前に要アポイント）もしくは、電話、WEB会議により対応します。	
2	アドバイザー事業	アドバイザー事業では、どこまでの頻度でどこまでの内容を深掘りして相談できますか。庁内会議等への出席等もお願いできますか。	「用地整備検討」から「用地引渡」まで全フェーズに対応します。詳細については、事業概要をご覧ください。スケジュールが合えば庁内会議の参加も可能です。	
3	アドバイザー事業	アドバイザー事業のアドバイザーはどのような方ですか。	産業用地整備、企業誘致の経験が豊富な日本立地センターの職員が担当します。	
4	アドバイザー事業	農村産業法の実施計画の作成や地域未来法の土地利用調整計画の作成など、詳しい内容について、アドバイザーを受けることが可能ですか。また、資料作成などの作業を依頼することはできますか。	農村産業法や地域未来法のアドバイザーを受けることは可能です。ただし、資料作成については、アドバイザー事業の業務範囲を超えるため、別途、ご相談ください。	
5	適地選定調査	適地選定調査はどのような方が調査に携わりますか。	適地選定調査の経験が豊富な日本立地センターの職員が担当します。一部再委託することがありますが、日本立地センターの職員が調査業務を管理します。	
6	適地選定調査	支援内容については、決まったことしかできないのでしょうか。適地選定調査の中で、事業主体や事業手法、官民連携について検討できますか。	適地選定調査および基本計画調査の業務の一環として、事業主体や事業手法、官民連携についても検討し提案することが可能です。	
7	適地選定調査	適地選定調査において、最終候補地を選定していますが、土地利用構想案（土地利用計画図の作成や概算事業費の算出、開発手法の検討）の作成だけを実施することは可能ですか。	適地選定調査において、土地利用構想案の作成のみを対象にすることも可能です。	
8	基本計画調査	基本計画調査は、どのような方が調査に携わりますか。	基本計画調査の経験が豊富な日本立地センターの職員が担当します。一部再委託することがありますが、日本立地センターの職員が調査業務を管理します。	
9	基本計画調査	基本計画調査では、候補地の現況について、どこまで詳細な情報を提示する必要がありますか。地番リストや公図なども必要ですか。	詳細な地番リストや公図は不要です。候補地の開発区域や現況がわかれば結構です。	
10	基本計画調査	基本計画調査について、過年度適地選定調査を実施した調査会社に委託することは可能ですか。	令和6年度公募においては、申請団体が希望する調査会社との委託契約の場合、基金負担の対象外です。	
11	申請方法	実施事業内容と事業費については、日本立地センターに事前に見積もりを相談することができますか。	事前にご相談をお受けし、見積書を作成することも可能です。	
12	申請方法	現時点では、産業用地開発のノウハウ不足から目標の内容が乏しく、例えば、アドバイザー事業だけのエントリーすることはできますか。2年目に以降に、適地選定調査、基本計画調査と具体的に記載ができないと申請できないのでしょうか。	アドバイザー事業だけの申請は可能です。ただし、公募の審査においては、次年度以降、適地選定調査、基本計画調査と計画している案件を考慮します。	
13	申請方法	事業主体が民間企業を想定している場合、民間企業が支援事業に申請することは可能でしょうか。	申請団体は地方公共団体等（地方公共団体、土地開発公社又は産業団地を形成する事業協同組合）を対象としており、民間企業からの申請はできません。	
14	申請方法	事業計画申請書の別紙（10ページ以内）のほかに、資料を添付することが可能ですか。	添付資料は、想定しておりません。別紙（10ページ以内）に収めてください。	
15	申請方法	都道府県から調査の補助を受ける予定ですが、併用可能ですか。	本支援事業においては、都道府県等が実施する他の補助事業の併用を妨げるものではありませんが、都道府県の担当者に事前の確認をしてください。	
16	申請方法	複数の支援事業を申請することは可能ですか。	一度に複数の支援事業へ申請することができますが、採択される事業は1事業のみです。（例：令和6年度公募でアドバイザー事業と適地選定調査の両方を申請した場合、採択されるのはアドバイザー事業または適地選定調査のいずれか1つ（または両方不採択）） なお、適地選定調査および基本計画調査においては、アドバイザーの機能を兼ねています。	令和6年7月17日修正
17	採択後手続き	審査の結果、採択された後は、どのような手続きになるのでしょうか。	審査により採択された後、日本立地センターと申請書類の記載内容等を確認した上で、決定通知書を通じます。その後、実施事業者は日本立地センターとの間で業務委託契約を締結します。日本立地センターより調査業務計画書を提出し、1回目の打合せの日程調整を進めていくことになります。	
18	採択後手続き	実施事業者の負担金額は、いつの段階で支払うこととなりますか。	支援事業の業務完了後に、日本立地センターからの請求により支払うこととなります。	
19	アドバイザー事業	現地に2回程度訪問し、課題の整理や候補地の視察を行い、事業可能性の評価や助言等を実施以外に、どの程度のアドバイザーを受けることができるのでしょうか。	現地に2回程度訪問以外に、毎月1回程度、WEB・電話・メール等での打合せを実施し、事業可能性の評価や助言等を実施します。	令和6年7月18日追加

※本Q&A集は、追加修正することがあります。